

登別市交通安全条例の一部改正骨子

○登別市交通安全条例の一部改正の趣旨

道路交通法及び高齢化の進展など、社会環境の変化に対応するため、車両の運転者の責務及び歩行者の責務を明らかにするとともに、登別市交通安全対策会議の設置及び飲酒運転の根絶並びに高齢者等の交通事故防止、自転車安全使用の推進などに努めることとし、平成12年1月1日施行の登別市交通安全条例の一部を改正しました。

新たに規定した3つの柱

① 飲酒運転の根絶（第9条）

近年、道内において、飲酒運転に関する死亡交通事故が発生していることから、飲酒運転の根絶に向けた市・市民・酒類を提供する飲食店や販売店の取り組みを明記。

② 自転車の安全利用の推進（第13条）

平成27年6月に道路交通法の自転車に関する法令が一部改正されたことに伴い、市民等に対する自転車の安全な利用を促進するための施策の推進や自転車を利用する市民等の法令遵守・歩行者に危害を及ぼさないようにするなど自転車の安全な利用に努めることを明記。

③ 交通安全対策会議の設置（第15条・第16条）

交通安全基本法に基づく交通安全対策の基本計画を策定し、その推進を図るための組織を明記。

見直した主な事項

●追加したもの ■現行から変更（加筆）したもの

●運転者・歩行者の責務（第6条・第7条）

市・事業者の責務に加え、車両・自転車の運転者、歩行者に対する責務を明記。

●シートベルト等の適正使用・携帯電話等の使用の禁止（第10条・第11条）

シートベルトの着用やチャイルドシート使用の徹底、携帯電話等運転中の使用禁止を明記。

●交通弱者の事故防止（第12条）

高齢者・障がい者・児童、幼児等の交通弱者に対する交通事故防止の取り組みを明記。

■市の責務（第3条）

市民の交通安全意識の高揚や総合的な安全対策の実施、警察署やその他の関係機関の連携に加えて、「広報」・「啓発活動」・「情報提供」や「施設・設備の整備」を図り、良好な道路環境を確保するよう努めることを明記。

■事業者の責務（第4条）

事業者が従業員に対し、交通安全教育等に努めるとともに、市や関係機関等が実施する交通安全対策に協力するよう努めることを明記。